

会 員 各 位

労働保険事務組合 福働会中部支部
社会保険労務士法人なか

公印
省略

労働保険確定・概算保険料申告について

ますます、ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今年も労働保険料の平成23年度確定、及び平成24年度概算の申告の時期が近づいて参りました。

当組合では、本申告をコンピューターシステムで処理しておりますが、期限内の申告を終えるためには、会員事業所様のご協力が不可欠となりますので、よろしくお願い致します。

つきましては、ご多忙中とは存じますが、同封致しました書類（平成23年度確定保険料算定基礎賃金集計表、一括有期事業報告書）に、事業所印を押印の上下記の要領でご記入していただき、3月12日（月）までに当事務所へFAXにてご返送をお願い致します。

なお、関係書式につきましては、福働会のホームページ（年度更新関係書類様式ダウンロード）からダウンロード可能ですので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.nakagrps.co.jp/fukudokai/service.html>

記

1. 確定保険料算定基礎賃金集計表 （60）（62）（66）

平成23年4月1日～平成24年3月31日迄の分の記入ですが、電算処理の関係上以下の通りご報告ください。

（ア）平成23年4月～平成24年2月までの分は、集計表のチェックポイントをご参照の上、賃金台帳よりお間違えのないように転記していただき、3月12日（月）までにFAX又は電子メールにてご報告をお願いいたします。

（イ）3月分の賃金総額明細は、「（ア）」に追加記入していただき、4月10日（火）までにFAXにてご報告をお願い致します。

2. 労働保険料算定基礎賃金内訳表

本表は、雇用保険の監査時に必要な様式です。「1. 確定保険料算定基礎賃金集計表」の賃金集計表の下書き用としてお使い下さい。

本表様式はダウンロード可能ですのでご活用ください。表計算（エクセル）で作成しておきますと、監査時などの裏付け資料として後々活用できます。

3. 一括有期事業報告書 (65) … 建設業の現場労災用 → 税込 請負額を記入
本報告書には、平成23年4月1日～平成24年3月31日迄の工期の 沖縄県内の元請工事 を記載してください。また記載内容チェックの関係上、以下の通りご報告
ください。

(ア) 平成23年4月～平成24年3月までの工期分は、報告書のチェックポイント
をご参照の上、必要事項をもれなくご記載いただき、3月12日(月)までにFAX
にてご報告をお願い致します。

(イ) 上記以後平成24年3月までに工期が確定した分は「(ア)」に追加記載して
いただき、4月10日(火)までにFAXにてご報告をお願い致します。

※当所への書類の提出後に工事に関する変更があった場合すぐに連絡ください。

(ウ) 報告書記載上の注意点

① 1億9千万以上の元請工事及びJ・V工事、県外工事 (当該管轄監督署へ) は、
単独有期事業として、その都度報告するものなので今回の一括有期事業報告書に報告
する必要はありません。

② 現在着工中の工事で3月31日の時点でまだ完工していない工事については、次年度
繰り越し分として必ず記入して下さい。

③ 追加契約があった場合は加算して記入して下さい。

追加工事契約の漏れがありますと、監査時に追徴されることがあります。

④ 実質賃金算出の事業所については、算定基礎調査の対象になりますので、元請工事
毎に下請負人に使用される労働者の賃金も含めて賃金集計の資料を保管して下さい。

これまでの監査結果の追徴のほとんどが、帳簿に上がっている孫請け以下の業者の
賃金を現場担当者と事務担当者の連絡不十分で、計上されていなかったためでした。
事務担当者は、現場に入った事業所を帳簿と照合し、その労働者の賃金も漏れなく
把握しなければなりません。

このように、正確な賃金集計ができない場合は賃金での保険料算出ではなく労務費
率での保険料算出をお勧めします。

⑤ 二重計上や桁違いはないか記入後再確認をお願いします。

以上

【お問い合わせ先】

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくお問い合わせください。

TEL: 098 (933) 7060

FAX: 098 (933) 7061

E-mail: fukudokai-t@nakagrps.co.jp